

食品・環境関係営業施設等における埼玉県秩父保健所長表彰要綱

第1 目的

秩父地域において、日常生活に深い関係のある食品及び環境衛生の推進のために率先して献身的に努力し、その成果が顕著である者の功績を表彰し、公衆衛生の向上を図る。

第2 表彰の種類

保健所長表彰とし、その区分は「優良施設」及び「衛生功労者」の2種類とする。

第3 表彰の対象

次に掲げる者であって、食品及び環境衛生の向上に著しく功績のあった者とする。

- 1 食品衛生法による許可営業を営む者及び従業員。
- 2 食品衛生に関する条例による許可営業を営む者及び従業員。
- 3 公衆浴場・旅館・興行場・理容所・美容所及びクリーニング所を営む者及び従業員。
- 4 1から3以外であって、保健所長が特に認める者

第4 表彰の手続

- 1 別に定める推薦基準に基づいて審査し、被表彰者を選定する。
- 2 保健所長は、前項の選定に当たって、秩父保健所管内食品環境衛生協会長に対象者の推薦を求めることができる。
この場合の推薦様式は別記様式1のとおりとする。

5 表彰の方法

被表彰者に対して、次の様式の表彰状を交付して行う。

- | | |
|-----------|---------|
| (イ) 優良施設 | 別記様式2の1 |
| (ロ) 衛生功労者 | 〃 2の2 |

第6 表彰の回数

保健所長が必要と認めるときに実施する。
ただし、2年に1回を目安とする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

改 正

平成24年8月一部改正
平成25年10月全面改正
令和2年8月一部改正

推薦基準

一 表彰の区分ごとの基準

1 優良施設

施設及び衛生管理が特に優秀であり、特に模範とすべきもので次の各号に該当するもの。

- (1) 営業年数が5年以上であること。
- (2) 対象となる施設が建築後営業を開始してから3年以上経過していること。
- (3) 食品衛生関係施設にあつては、食品衛生監視指導・立入検査票（施設）による施設の採点成績が、80点以上であること。
環境衛生関係施設にあつては、環境衛生監視員が優良と認めた施設であること。
- (4) 施設及び設備の改善に熱意があること。

2 衛生功労者

食品及び環境衛生の営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善に貢献し、その功績が特に顕著であり、かつ他の模範となり得る者。

ただし、従業員にあつては、当該職歴が3年以上であつて、家族従業員でないこと。

二 行政処分歴等に関する基準

過去1年間関係法令の規定に違反し、行政処分、若しくは懲役、禁固または罰金に処せられたことがないこと。

(別記様式省略)